

「北九州看板娘・看板息子」 運用要項

(平成31年4月改訂)

【目的】

第1条 この要項は、わっしょい百万夏まつり振興会（以下「振興会」という。）が「北九州看板娘・看板息子」の運用について必要な基準を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

【職務内容】

第2条 「北九州看板娘・看板息子」は「わっしょい百万夏まつり」（以下「まつり」という）に参加するとともに、他都市とのまつり交流等、振興会が必要と認めた諸行事に随時出席し、観光親善大使として北九州市を広く宣伝するものとする。

【選定】

第3条 「北九州看板娘・看板息子」は、振興会が選定し、会長が任命する。

【派遣基準】

第4条 「北九州看板娘・看板息子」の派遣については以下の基準を満たすものとする。

- (1) 国及び地方公共団体とその外郭団体等の公共団体や、民間企業が主催する行事
- (2) 地域振興に寄付すると認められる市内各地の団体が主催する行事
- (3) 参加依頼のある他都市が主催する公共行事
- (4) わっしょい百万夏まつり振興会が必要と認めた行事

次の事項に該当する行事については「北九州看板娘・看板息子」を派遣しない。

- ① 特定の政党が主催する行事
- ② 特定の宗教団体が主催する行事
- ③ 営利を目的とした個人が主催する行事

【派遣申請】

第5条 振興会以外の者が主催する行事に出席する場合は、事前に主催者が「北九州看板娘・看板息子派遣申請書」を提出し、振興会で審議、承認する。

- 2 申請者（主催者）は「北九州看板娘・看板息子派遣申請書」を派遣日より一ヶ月前に提出するものを原則とする。

【派遣に対する謝礼】

第6条 申請者は派遣に対する謝礼及び事務手数料を下記のとおり支弁する。

- 2 謝礼金、事務手数料の支払い先は振興会が指定する口座に支弁する。
- 3 振興会は第7条に定める謝礼金を「北九州看板娘・看板息子」に支弁する。ただし、振興会が主催する行事については謝礼は支弁されない。

【諸経費等の支弁】

第7条 「北九州看板娘・看板息子」にかかる諸経費については以下のとおり支弁する。

- (1) 北九州市内の行事に出席する場合
20,000円/日
交通費、食事代（800円/回）の実費を申請者（主催者）が支弁する。
- (2) 北九州市外の行事に出席する場合
30,000円/日
交通費、食事代（800円/回）の実費を申請者（主催者）が支弁する。
- (3) 源泉徴収
源泉徴収は謝礼金の支弁を受けた本人が行う。

「北九州看板娘・看板息子」 運用要項

(平成 31 年 4 月改訂)

- (4) まつりの主催・関連イベントなどに出席する場合
旅費申請書に基づき、交通費^(注1)、食事代^(注2)を出席した「北九州看板娘・看板息子派遣申請書」本人に支弁する。交通費は、公共の交通機関を基本に積算する。
事前打ち合わせについても、交通費のみ支弁する。^(注3)
- (5) 制服は振興会が支給する。
- ^(注1) 交通費は、わっしょい百万夏まつり振興会事務局から派遣地までの公共交通機関の積算を示し、負担は申請者（主催者）が行う。公共の交通機関が利用できない場合（公共交通機関が不通、早朝、深夜）は、タクシー代を申請者が負担する。
- ^(注2) 昼食代は、派遣期間中の朝・昼・夜の食事時間にかかる場合は、800 円／回若しくは、食事代を申請者が負担する。
- ^(注3) 詳細については、事務局と協議の上決定する。

【災害補償】

第 8 条 業務遂行中の災害に対する補償については、基本的にイベント主催者が補償し、その範囲外については、振興会が保険に加入しその範囲内で補償する。

【派遣報告】

第 9 条 「北九州看板娘・看板息子」は派遣内容を「北九州看板娘・看板息子派遣報告書」に記入し派遣日より一ヶ月後までに振興会へ提出する。